

「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要

【勧告先】文部科学省【勧告日】令和2年12月18日【回答日】1回目：令和3年12月13日、2回目：令和5年4月13日（改善状況はそれぞれ回答日現在）

調査の背景・目的

- ◇ 建築後25年を経過した公立小中学校の保有面積が7割を超えるなど、学校施設の老朽化が進行
- ◇ 効率的・効果的な学校施設の長寿命化が急務
- ◇ 文部科学省は、各地方公共団体に対し、令和2年度末までの「学校施設の長寿命化計画」の策定を要請し、計画に盛り込むべき事項等を示して策定を支援

長寿命化計画策定に係る国による適切な取組を推進する観点から、地方公共団体における長寿命化計画の策定状況、学校施設の統廃合等の検討内容の長寿命化計画への反映状況を調査

ポイント

- 文部科学省に対し、長寿命化計画が真に実効性のある内容で策定されるよう、以下の事項を勧告
 - ① 令和2年度末において長寿命化計画が未策定となる地方公共団体へ必要な助言を行うこと。
 - ② 地方公共団体が策定した長寿命化計画の実効性が確保されている内容であるかの確認及び必要な助言による見直しを促すこと。
- これを踏まえ、文部科学省は、
 - ① 長寿命化計画を未策定の地方公共団体に対し、計画策定のノウハウや事例等を掲載した手引等を周知し、早期策定を呼び掛け
 - ② 長寿命化計画の記載内容を調査するとともに、地方公共団体に対して、計画の充実や適時の見直し等の対応について通知。また、計画の充実・見直しを支援する解説書の作成や、地方公共団体の取組事例等を紹介する講習会を開催などを実施し、勧告した事項について必要な改善措置が講じられている。

- 詳細については、次ページ以降のとおり

1. 長寿命化計画の策定状況

制度の概要

- ・ 国は、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」を平成25年11月に策定（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）
- ・ 文部科学省は、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成27年3月に策定（地方公共団体に対し、令和2年度末までの策定を要請（※））
- ・ 地方公共団体は、文部科学省の行動計画に基づき、学校施設の長寿命化計画を策定

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」（令和3年12月）において策定目標が令和4年度末に延長されている。

勧告（主な調査結果）

令和2年度末において長寿命化計画が未策定となる地方公共団体に対し、未策定理由を把握し、長寿命化計画策定に必要な助言を行うこと。



<主な調査結果>

- ✓ 学校施設の統廃合等の検討が途上である等を理由に、令和2年度末までに長寿命化計画を策定できないとする市町村あり

文部科学省の主な改善措置状況

前回

- ・ 未策定の地方公共団体の未策定理由・策定予定時期を把握し、個別に長寿命化計画策定に必要な助言を実施

今回

- ・ 令和4年6月、長寿命化計画の策定状況を調査した結果、令和4年4月1日時点で長寿命化計画の策定率は98%
- ・ 調査結果を踏まえ、未策定の地方公共団体に対し、個別に連絡し、未策定理由等を改めて把握
- ・ さらに、長寿命化計画が未策定の地方公共団体に対し、具体的な計画策定のノウハウや事例を記載している手引や解説書を周知

長寿命化計画の策定状況（各年度の4月1日時点）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長寿命化計画策定率	39%	92%	98%

2. 学校施設の統廃合等の検討内容に関する長寿命化計画への反映状況

制度の概要

文部科学省は「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等において、長寿命化計画に盛り込むべき事項等（「学校施設の改修等に関する優先順位の考え方」、「対策内容や実施時期」、「対策費用」等）を示し、地方公共団体の長寿命化計画の策定を支援

勧告（主な調査結果）

学校施設の統廃合等の内容が未確定の状況で長寿命化計画を策定した地方公共団体に対し、長寿命化計画の実効性が確保されている内容であるかを確認し、見直しの必要があると考えられる場合には、地方公共団体に対して必要な助言を行い、見直しを促すこと。

<主な調査結果>

- ✓ 学校施設の統廃合等の検討が行われている市町村では、統廃合等の内容が未確定のため、必要とされる内容（対策の優先順位、実施時期、対策内容及び対策費用）が整理されない長寿命化計画あり
 - 長寿命化計画の実効性が確保されないものあり

文部科学省の主な改善措置状況

前回

- ・ 長寿命化計画の実効性を確保するために盛り込むべき事項が反映されているかを調査。その結果を公表し、長寿命化計画の内容充実等を図るよう通知
- ・ 長寿命化計画の見直しを支援するため、事例集・ガイドラインを策定・公表し、周知。また、全地方公共団体の職員を対象に「長寿命化計画講習会」を開催

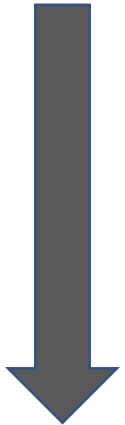
今回

- ・ 令和4年6月、長寿命化計画の充実・見直しを支援する解説書（部局横断的な検討体制による学校施設の適正規模・適正配置や複合化等の検討事例や、計画の見直しの進め方等を解説）を公表。また、令和4年11月、計画の充実・見直しを促進するため、地方公共団体を対象とした講習会を開催
- ・ 令和4年6月、長寿命化計画に盛り込むべき事項等が反映されているか調査。その結果、計画を策定した地方公共団体1,791のうち、「学校施設の維持管理・更新に係る対策の優先順位の考え方等^(注)」については73%の反映を確認。
 - このほか、「複合化の方針」16%、「統廃合の方針」34%、「トータルコストの縮減や予算の平準化の方針」80%の反映を確認
 - (注) 「対策の優先順位の考え方」のほか、「対策内容と実施時期」、「対策費用」を含む。
- ・ さらに、調査結果を踏まえ、令和4年12月、「対策の優先順位の考え方等」の必要な内容を計画に反映するとともに、他の公共施設との集約・複合化等の検討を行っている場合に、その検討内容を計画に反映するよう、地方公共団体に対し改めて通知
- ・ 引き続き、地方公共団体に対し、定期的に長寿命化計画への反映状況を確認するとともに、講習会等を通じ、トータルコストの縮減・予算の平準化や、複合化・集約化などの検討を行っている場合はその内容を反映するよう要請

施策の概要

文部科学省インフラ長寿命化計画 (行動計画)H27.3策定

政府全体の「インフラ長寿命化基本計画」(H25.11策定)を踏まえ、文部科学省が所管するインフラについて、対象施設の現状と課題、必要施策についての取組の方向性等を記載



【文部科学省通知等】

- 長寿命化計画について、令和2年度末までの策定を要請(※)
- 以下の事項を各地方公共団体へ周知
 - ・ 対策の優先順位、学校施設ごとの改修等の時期、内容及び費用について整理し、その内容を長寿命化計画に盛り込むことが重要
 - ・ 統廃合等の方針が立っていない場合は、改訂のタイミングで長寿命化計画に反映することとし、まずは現状の規模や機能を維持すると仮定するなどして策定することが重要

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」(令和3年12月)において策定目標が令和4年度末に延長されている。

学校施設の長寿命化計画

各地方公共団体が策定

個別施設の状態、対策の優先順位の考え方、対策内容と時期、対策費用等を記載

今回、文部科学省が講じた改善措置の具体例

- ① 地方公共団体に対する通知・地方公共団体が策定した長寿命化計画の主たる内容についての調査結果
 - ☞ 個別施設毎の長寿命化計画の早期策定について(通知)
 - ☞ 個別施設毎の長寿命化計画の策定状況等の調査の結果について(通知)
 - ☞ 個別施設計画の主たる内容の一覧に関する調査等の結果等について
 文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/index.htm
- ② 文部科学省が公表した解説書
 - ☞ 学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書
 文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm

学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和元年 12 月～2 年 12 月
- 2 対象機関
調査対象機関 文部科学省
関連調査等対象機関 市町村（教育委員会を含む。）(66)

【勧告日及び勧告先】 令和 2 年 12 月 18 日 文部科学省

【回答年月日】 令和 3 年 12 月 13 日 ※ 改善状況は同日現在

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 令和 5 年 4 月 13 日 ※ 改善状況は令和 5 年 4 月 13 日現在

【調査の背景事情】

- 国内における学校施設の多くは、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけての児童生徒数の急増期に整備されており、建築後 25 年を経過した公立小中学校の保有面積が 7 割を超えるなど、学校施設の老朽化が進行している。
- 現下の厳しい財政状況の中においては、効果的・効率的に学校施設の長寿命化を図ることにより、良好な状態の維持や安全性の確保に努めていく必要がある。
- 国は、平成 25 年 11 月、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示しており、文部科学省では、同基本計画に基づき、27 年 3 月、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している。
- これらの計画を踏まえ、各地方公共団体は、公立学校施設についてメンテナンスサイクルの核となる「学校施設の長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）を令和 2 年度末までに策定し、中長期的な維持管理等に係る費用の縮減と予算の平準化を図ることを要請されている。
- また、各地方公共団体では、少子化の進行により、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う学校施設の統廃合等の諸問題への対応について、それぞれの地域の実情に応じた検討をすることも求められている。
- この実態調査は、長寿命化計画策定に係る国による適切な取組を推進する観点から、地方公共団体における長寿命化計画の策定及び検討の状況に関する実態を明らかにすることにより、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>文部科学省は、長寿命化計画が真に実効性のある内容で策定されるよう以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 令和2年度末において長寿命化計画が未策定となる地方公共団体に対し、その理由を改めて把握し、地方公共団体の実情を踏まえた上で、長寿命化計画の策定に必要な助言を行うこと。</p> <p>② 学校施設の統廃合等の内容が未確定の状況下で長寿命化計画を策定した地方公共団体に対し、長寿命化計画の実効性が確保されている内容であるかを確認し、長寿命化計画の見直しが必要であると考えられる場合には、地方公共団体に対して必要な助言を行い、見直しを促すこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国は、政府全体の取組として、平成25年11月に、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を策定し、「個別施設毎の長寿命化計画」を核としたメンテナンスサイクルの構築、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等によるトータルコス</p>	<p>→:「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒:「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→① 令和3年4月1日時点の地方公共団体における長寿命化計画の策定率は92%となっている。</p> <p>文部科学省では、従来、政府全体の取組と合わせて、地方公共団体における長寿命化計画の策定状況をフォローアップするとともに、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」や「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成29年3月文部科学省)の策定・配布、講習会の開催等を通じて、地方公共団体を支援してきた。また、令和3年度からは、長寿命化計画の策定を学校施設環境改善交付金事業の申請の前提条件としている。</p> <p>未策定の地方公共団体に対しては、「個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査」により、未策定の理由と策定予定時期を把握した。その結果、小中学校等の適正規模・適正配置の検討をしているなどの理由により未策定となっていたことから、個別に連絡を取り、早急に長寿命化計画を策定すること、その際、域内の学校施設の老朽化の状況を整理するとともに、可能な範囲で整備方針等を記載し、今後の検討状況を踏まえながら随時更新していくことを伝えるなど、長寿命化計画策定に必要な助言を行った。令和3年度末の長寿命化計画の策定率は99%になる予定であり、引き続き、実態把握や助言等の実施を継続していくことにしている。</p> <p>⇒① 文部科学省では、従前、長寿命化計画の策定を促進するために、具体</p>

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>トの縮減・平準化といった戦略的な維持管理・更新等の方向性を示している。</p> <p>○ これを踏まえ、文部科学省では、平成 27 年 3 月に、文部科学省が所管又は管理する国公立の学校施設等の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を示す、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定している。</p> <p>○ そして、文部科学省は、これらの計画を踏まえ、長寿命化計画は、学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画であり、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要であるとして、各地方公共団体に対し、公立学校施設について長寿命化計画を令和 2 年度末までに策定することを要請している。</p> <p>○ また、文部科学省は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年 4 月文部科学省）において、長寿命化計画においては、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、学校施設ごとに、改修等の時期、内容及び費用について整理し、その内容を長寿命化計画に盛り込んでいくことが重要である旨を示すとともに、長寿命化計画策定時点において、個々の学校施設に係る規模や配置計画等の方針が立っていない場合は、今後の検討を踏まえ、まずは現状の規模や機能を維持すると仮定するなどしながら、長寿命化計画を策定することが重要であること、また、その</p>	<p>的な計画策定のノウハウや事例の周知や相談窓口を設置するなど、様々な支援策を講じている。さらに、個別のフォローアップとして、未策定の地方公共団体には個別に連絡を取り、早急に計画を策定することを呼び掛け、その際、域内の学校施設の老朽化の状況を整理するとともに、可能な範囲で整備方針等を記載し、今後の検討状況を踏まえながら随時更新していくことを伝えるなど、必要な助言を行っている。</p> <p>長寿命化計画は、令和 2 年度末が策定期限とされていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」（令和 3 年 12 月 23 日経済財政諮問会議）において令和 4 年度末に延長されている中で、4 年 6 月に、「個別施設毎の長寿命化計画の策定状況等の調査」を実施した結果、4 年 4 月 1 日時点の地方公共団体における長寿命化計画の策定率は 98%（2 年度は 39%、3 年度は 92%であり、未策定の地方公共団体は 3 年度の 144 から 4 年度は 39 に減少）となっている。未策定の地方公共団体については、改めて長寿命化計画が未策定の理由と策定予定時期等を把握した結果、新型コロナウイルス感染症の対策等を優先したことで、進捗に遅れが生じている等の理由から策定に時間を要している状況であった。調査結果を受け、未策定の地方公共団体に対して、早期かつ確実に策定するよう、令和 4 年 9 月 16 日に通知（4 受施企第 13 号）した。この通知の中で学校施設を対象とした長寿命化計画について、盛り込むべき事項やそれらを検討する上での留意事項など具体的な計画策定のノウハウや事例を記載している手引や解説書についても併せて周知した。</p> <p>また、令和 4 年 11 月に、地方公共団体の職員を対象にした「長寿命化計画講習会」を開催し、計画が未策定の地方公共団体については、早期</p>

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>場合、少子化に対応した学校づくり等の検討が進んだり、その他関連する計画が策定・改訂されたりした場合には、長寿命化計画に反映できるようにすることを示している。</p> <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省が長寿命化計画の策定期限としている令和2年度末までに長寿命化計画を策定できないとする市町村や策定を予定していないとする市町村がみられた。 ○ 長寿命化計画策定済み及び令和2年度末までに策定予定の市町村における長寿命化計画についてみると、学校施設の統廃合等の検討が行われている市町村では、統廃合等の内容が未確定のため、長寿命化の対象となる学校施設、改修の優先順位、改修内容等を反映させることが困難であるとして、必要とされる内容が整理されていないか、整理されない可能性のある内容となることにより、長寿命化計画の実行性が確保されないものがみられた。 	<p>に策定するよう働き掛けを行った。引き続き、実態把握や助言等の実施を継続していくことにしている。</p> <p>→② 各地方公共団体の長寿命化計画において、実行性を確保するために盛り込むべき事項が反映されているか把握するため、令和3年1月に調査を実施した結果、対策の優先順位の考え方、対策内容と実施時期、対策費用等の記載や複合化・統廃合についての記載をしていない設置者が多くみられたことから、調査結果を公表するとともに、各地方公共団体に対して通知を発出し、個々の施設における維持管理・更新に係る対策の優先順位の考え方や、複合化・統廃合を検討している場合はその結果等を適時に長寿命化計画に反映するよう求めた。また、地域住民への理解を促進するため、公表することが支障になる情報を除いた上で、長寿命化計画を積極的に公表するよう促した。</p> <p>令和3年5月に、地方公共団体における長寿命化計画の見直しを支援するため、上記調査の結果等に基づき、以下の事例集等を策定・公表するとともに、各地方公共団体の学校教育部署と学校施設担当部署に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「～最新の教育動向や地域の実情を踏まえて～学校施設の個別施設計画（ネクストステージ）事例集」（令和3年3月） <ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画策定後も最新の教育動向や地域の実態に応じて随時長寿命化計画を見直し、長寿命化計画の実行性が確保された内容にすることが重要なため、地方公共団体の先進的な取組事例を収集し、そのノウハウ等を整理して紹介 ・ 「地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>的な実行計画の策定手法に関する調査研究（ガイドラインの作成）報告書」（令和3年5月株式会社ファインコラボレート研究所）</p> <p>各地方公共団体等の部局横断的な検討体制の下、学校の適正規模・適正配置や他の公共施設との複合化・共用化等について、長寿命化計画に随時反映させていくよう、ガイドラインを作成</p> <p>さらに、令和3年10月、長寿命化計画の見直しを促進するため、首長部局を含む地方公共団体の職員を対象に「長寿命化計画講習会」をオンラインで3回開催した。講習会では、学校施設の老朽化対策の必要性や長寿命化計画の策定状況及び課題を示した上で、部局横断的な検討体制を構築し、計画的・効率的な施設整備を進めていく必要性を説明した。今後とも、講習会の開催等を行い、地方公共団体に対して必要な助言や長寿命化計画の見直しを促進していくことにしている。</p> <p>⇒② 令和4年6月に、各地方公共団体における長寿命化計画の充実・見直しを支援するため、「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書～学校施設を核としたまちづくりのための手引き～」を公表・周知した。解説書は、学校の教育環境の向上とコストの最適化を実現する趣旨から、教育委員会と首長部局（財政担当課、公共施設マネジメント担当課等）との間で横断的な検討体制を構築し、学校施設の適正規模・適正配置や複合化・共用化、管理運営・維持管理の見直し等の検討事例や長寿命化計画を見直す際の進め方等について解説している。</p> <p>また、令和4年5月23日及び6月3日に、全国公立学校施設整備期成会（公立学校の設置者である全国市町村長及び都道府県教育委員会により構成）と共催して、市区町村の首長等を対象とした「学校施設整備</p>

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>の先進事例等に関する勉強会」を開催した。勉強会では、学校施設の老朽化対策と新しい時代に対応した教育環境の向上を効率的・効果的に進めていくため、先進事例の収集や課題抽出を行い、今後の各地方公共団体による計画の充実や見直し等の重要性を確認した。</p> <p>前述した「個別施設毎の長寿命化計画の策定状況等の調査」では、各地方公共団体の長寿命化計画において、実行性を確保するために盛り込むべき事項等が記載されているか確認した結果、維持管理・更新に係る対策の優先順位の考え方等を記載している設置者が長寿命化計画を策定済みの設置者 1,791 のうち 73%であった。そのほか、長寿命化計画の主たる記載内容について確認したところ、複合化の方針を記載している設置者が 16%、統廃合の方針を記載している設置者が 34%、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化の方針を記載している設置者が 80%であった。</p> <p>くわえて、令和 4 年 12 月 1 日に、地方公共団体に対し、計画の適時の見直しや内容の充実等の対応を求めるため、通知（4 施企第 23 号）を発出した。具体的には、各地方公共団体の調査結果一覧を文部科学省ホームページに公表するとともに、主に以下の 2 点を踏まえた対応を依頼している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「インフラ長寿命化基本計画」では、長寿命化計画に盛り込むべき事項として、「対策の優先順位の考え方」や「対策内容と実施時期」、「対策費用」等を定めており、これらの必要な内容を計画に反映するなど内容の充実を行うとともに、点検・診断の結果等を踏まえて、適時に計画の見直しを行うように依頼 ・ 各地方公共団体において、人口動態等を踏まえた効率的・効果的な

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
	<p>施設整備等を図る観点から、部局横断的な検討体制の下、例えば、他の公共施設との集約・複合化や適正規模・適正配置の検討を行っている場合に、その検討内容について計画に反映するよう依頼</p> <p>さらに、令和4年11月に、長寿命化計画の充実・見直しを促進するため、「長寿命化計画講習会」をオンラインで開催。地方公共団体における部局横断的な取組を進めるため、総務省より、各地方公共団体の首長部局宛てにも開催案内を行い、教育委員会だけでなく、首長部局からも参加を得た。講習会では、長寿命化計画の策定状況及び課題を示した上で、計画の充実・見直しを図り、計画的・効率的な施設整備を進めていく必要性を説明した。また、地方公共団体による事例の紹介や専門家による講演を行った。</p> <p>この事例の紹介では、教育委員会の学校施設担当だけでなく、学務課や教育総務課等の関係部署、さらには首長部局と横断的な検討体制を構築し、他の公共施設との集約・複合化や適正規模・適正配置の検討を行っている例など、長寿命化計画の充実・見直しに向けた取組の事例について、他の地方公共団体の参考に資するよう複数の地方公共団体から紹介が行われた。</p> <p>【上記講習会で紹介した事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(A市) 令和3年3月に、長寿命化計画を策定し、既存施設の老朽化状況、建て替え・改修手法等を整理した。これに加え、教育委員会と首長部局の連携の下、学校統合を含む適正規模・適正配置、施設の多機能化・複合化等の視点や、教育環境の向上・地域活動の拠点となる学校づくりなどソフト面の視点を含めた検討を行い、ソフトとハードの視点を組み合わせた三つの長期計画を令和3年5月に策定している。

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・(B市) 令和2年12月に、長寿命化計画を策定した。次回の計画見直し(令和7年度)に向けて、教育委員会と首長部局の連携の下、学校の適正規模・適正配置や子供たちにとって望ましい教育環境の基本的考え方を整理し、地域単位の配置計画や他の公共施設等との複合化の考え方等を示した基本計画や、学校施設の機能や諸室配置等の考え方についての施設整備指針を策定するための検討委員会を立ち上げ、議論を行っている。 ・(C町) 平成29年3月に、長寿命化計画を策定したところ、従来の建て替え中心から長寿命化型に転換しても、更なるコスト縮減の検討が必要であることが判明。そのため、今後の施設保有の在り方について検討するため、全庁的な検討委員会やコミュニティスクール・地域学校協働活動を活用して、学校の適正規模・適正配置や他の公共施設等との複合化等について検討している。 ・(D市) 令和2年3月に長寿命化計画を策定後、学校再編計画の検討のため、首長部局と教育委員会が連携して、学校再編検討協議会を立ち上げた。詳細な将来推計を行うとともに、現状を今後も維持していく場合の課題を明確化し、再編における複数の選択肢を整理した。いずれの選択肢についても、どのような教育環境の向上が見込めるか明らかにした上で、それぞれのコストを算出して最適解を検討している。今後、再編案を選択の上、長寿命化計画に反映させていく。 <p>引き続き、地方公共団体に対して、定期的に長寿命化計画への反映状況を確認する。また、講習会等を通じて、対策の優先順位の考え方やトータルコストの縮減・予算の平準化等について反映するとともに、複合化・集約化など公的ストックの最適化に関する検討を行っている場合に</p>

勸告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
	はその検討内容を反映するよう要請し、計画の充実・見直しを促していく。